

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	母子健康法による保健指導の事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大月市は、母子健康法による保健指導の事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大月市長

公表日

令和2年6月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子健康法による保健指導の事務
②事務の概要	<p>母子保健法に基づき妊産婦や乳幼児、父母に対し保健指導や訪問指導、健康診査、妊娠や出生の届出、健康教育を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <p>①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨 ⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 ⑩市が養育医療の給付に要する費用を支弁した場合のその措置を受けた者等からの費用の徴収</p> <p>マイナポータル「サービス検索・電子申請機能(やまなしくらしねっと電子申請サービス)」での申請及び届出の受領を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(やまなしくらしねっと電子申請サービス)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理住民情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 49項 平成26年内閣府・総務省令第5号第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】26,56の2,69の2,87項 【情報照会】69の2,70項</p> <p>平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】19,30,38条の3,44条 【情報照会】38条の3,39条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部保健介護課・福祉課
②所属長の役職名	保健介護課長・福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民生活部保健介護課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8038 市民生活部福祉課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8032
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部保健介護課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8038 市民生活部福祉課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8032

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-②所属長	保健介護課長 榎屋 孝一	保健介護課長 天野 工		
平成30年3月12日	I-1-②事務の概要	母子保健法に基づき妊産婦や乳幼児、父母に対し保健指導や訪問指導、健康診査、妊娠や出生の届出、健康教育を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①世帯情報の確認 ②母子管理票の打出し ③該当者名簿の打出し ④個人記録の管理 ⑤集計	母子保健法に基づき妊産婦や乳幼児、父母に対し保健指導や訪問指導、健康診査、妊娠や出生の届出、健康教育を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①世帯情報の確認 ②母子管理票の打出し ③該当者名簿の打出し ④個人記録の管理 ⑤集計 マイナポータル「サービス検索・電子申請機能（やまなしくらしねっと電子申請サービス）」での申請及び届出の受領を行う。		
平成30年3月12日	I-1-③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能（やまなしくらしねっと電子申請サービス）		
平成30年8月9日	I-5-①部署	市民生活部保健介護課	市民生活部保健介護課・福祉課		
平成30年8月9日	I-5-②所属長の役職名	保健介護課長 天野 工	保健介護課長・福祉課長		
平成30年8月9日	I-7請求先	市民生活部保健介護課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8038	市民生活部保健介護課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8038 市民生活部福祉課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8032		
平成30年8月9日	I-7連絡先	市民生活部保健介護課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8038	市民生活部保健介護課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8038 市民生活部福祉課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8032		
平成30年8月9日	II-1評価対象の事務の対家人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満		
平成30年8月9日	II-1いつの時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成30年5月8日時点		
平成30年8月9日	II-2いつの時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成30年5月8日時点		
令和1年6月19日	IVリスク対策		様式変更に伴う追加		
令和2年3月31日	I-1-②事務の概要	母子保健法に基づき妊産婦や乳幼児、父母に対し保健指導や訪問指導、健康診査、妊娠や出生の届出、健康教育を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①世帯情報の確認 ②母子管理票の打出し ③該当者名簿の打出し ④個人記録の管理 ⑤集計 マイナポータル「サービス検索・電子申請機能（やまなしくらしねっと電子申請サービス）」での申請及び届出の受領を行う。	母子保健法に基づき妊産婦や乳幼児、父母に対し保健指導や訪問指導、健康診査、妊娠や出生の届出、健康教育を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勸奨 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勸奨 ④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勸奨 ⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 ⑩市が養育医療の給付に要する費用を支弁した場合のその措置を受けた者等からの費用の徴収 マイナポータル「サービス検索・電子申請機能（やまなしくらしねっと電子申請サービス）」での申請及び届出の受領を行う。		
令和2年3月31日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】26,56の2,87項 【情報照会】70項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】19,30,44条 【情報照会】39条	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】26,56の2,69の2,87項 【情報照会】69の2,70項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】19,30,38条の3,44条 【情報照会】38条の3,39条		
令和2年3月31日	II-1いつの時点の計数か	平成30年5月8日時点	令和2年3月12日時点		
令和2年3月31日	II-2いつの時点の計数か	平成30年5月8日時点	令和2年3月12日時点		